

青梅市耐震改修促進計画

(計画期間 令和 8 (2026)年度～令和 17(2035)年度)

令和 8 (2026)年 3 月
青 梅 市

— 目 次 —

第1章 はじめに	3
1 背景と目的	3
2 位置づけ	5
3 計画期間	5
4 対象区域および対象建築物.....	6
第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標	9
1 想定する地震の規模・被害の状況.....	9
2 耐震化の現状.....	11
3 耐震化の目標.....	16
第3章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための取組	21
1 基本的な取組方針	21
2 重点的に取り組むべき建築物および地域.....	22
第4章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策	24
1 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策	24
2 啓発および知識の普及に関する施策	28
3 地震時の総合的な安全対策の推進.....	31
第5章 耐震化を促進するための指導や助言への協力	35
1 耐震改修促進法による指導等の実施	35
2 建築基準法による勧告または命令等の実施.....	37
3 所管行政庁をはじめとする関係機関・関係団体との連携.....	37
巻 末 資 料	

第1章 はじめに

1 背景と目的

(1) 背景

ア 耐震改修促進法の制定

平成7(1995)年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらに、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この教訓を踏まえて、国は、平成7(1995)年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年12月施行。以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできました。

イ 国や東京都の動向

建築物の地震対策が緊急の課題とされる中、中央防災会議による「地震防災戦略」および国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」での提言等を踏まえ、国は、平成17(2005)年11月に耐震改修促進法を改正、さらに平成18(2006)年1月に基本方針を定めました。

その後、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災などを背景に、国は「耐震改修促進法の一部を改正する法律」を平成25(2013)年11月に施行し、市町村耐震改修促進計画に関する条文の新設や、不特定多数の者が利用する大規模建築物および特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を義務付けるなど、大きな改正をしました。

さらに、平成30(2018)年6月の大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀の倒壊被害を踏まえ、平成31(2019)年1月に「耐震改修促進法施行令等の改正」を施行し、建築物に附属する組積造の塀に

についても耐震診断を義務付けました。

令和6(2024)年1月の能登半島地震では耐震化率の低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じました。また、南海トラフ地震や首都直下地震なども発生の切迫性が指摘されており、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されていることから、国は令和7(2025)年7月に基本方針を改正しました。改正された基本方針の目標では、住宅については令和17(2035)年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12(2030)年までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消することとしています。

このような国の動きを受けて、東京都では令和5(2023)年3月に「東京都耐震改修促進計画」（以下「都計画」という。）を改定し、令和7(2025)年度末までに耐震性が不十分な旧耐震基準の住宅をおおむね解消し、令和17(2035)年度末までに耐震性が不十分なすべての住宅をおおむね解消することを目標としています。なお、耐震性が不十分な新耐震基準の木造住宅を令和12(2030)年度末までに半減することを中間の目標としています。

また、特定緊急輸送道路沿道建築物については令和7(2025)年度末までに総合到達率99パーセント以上かつ区間到達率95パーセント未満の区間を解消し、令和17(2035)年度末には総合到達率100パーセントとすることを目標としています。

さらに、耐震性が不十分な組積造の塀については令和7(2025)年度末に耐震性が不十分なものをおおむね解消とすることを目標とし、耐震化施策を総合的に進めています。

なお、都計画は令和7（2025）年度末に計画期間を迎えるにあたり総合的な建築物の耐震化の促進を目的に改定しました。

(2) 目的

本市では、令和2（2020）年度に改定した「青梅市耐震改修促進計画」（以下「前計画」という。）にもとづき、住宅・建築物の耐震化を推進してきました。

前計画の計画期間である令和7（2025）年度を迎えるにあたり、首都直下地震などの発生の切迫性が指摘されるなか、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものとなることが想定されていることから、より一層、耐震化を促進し、地震による建築物の被害・損傷を最小限にとどめることにより、住民の生命、身体および財産の保護、郷土の保全、都市機能の維持を図ることを目的に、耐震化に向けた新たな目標や施策を示すこととしました。

併せて、国や東京都の動きなどの背景を踏まえ、法改正や都計画の改定との整合を図るため、新耐震基準の木造住宅に対する新たな目標や取組の提示など、前計画を改定し、本計画を策定しました。

なお、本計画において使用する用語の定義はそれぞれ次のとおりとします。

<用語の定義>

耐震診断	地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕もしくは模様替えまたは敷地の整備をすること。
耐震改修等	耐震改修、除却、建替えにより地震に対して安全な建築物とすること。
耐震化	耐震診断を実施して地震に対する安全性に適合することを明らかにすること、または耐震改修等を実施すること。
旧耐震基準	昭和56(1981)年6月1日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられた耐震基準。
新耐震基準	昭和56(1981)年6月1日に導入された耐震基準。
現行基準	本計画では、木造建築物は平成12(2000)年6月1日に導入された耐震基準であり、その他の建築物は昭和56(1981)年6月1日に導入された耐震基準をいう。
新耐震基準の木造住宅	昭和56(1981)年6月1日から平成12(2000)年5月31日までに工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅。
耐震性を満たす	耐震基準に適合する、または耐震改修促進法等にもとづく耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられていること。
耐震化率	対象建築物全数に占める耐震性を満たす建築物の割合。

2 位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の規定にもとづき策定するもので、第7次青梅市総合長期計画のなかで施策の方向性として示されている、「住環境の整備促進」を図るため、東京都防災関連計画、青梅市国土強靱化地域計画や青梅市地域防災計画、青梅市都市計画マスタープラン、青梅市住宅マスタープラン等の分野別計画との整合を図りながら定めるものとします。

3 計画期間

本計画の期間は、国の基本方針および都計画における目標期間を踏まえ、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。また、国の基本方針および都計画を踏まえ、中間の令和12(2030)年度における目標も設定します。

なお、社会経済状況や関連計画の改定等に対応するため、必要に応じて実績等の検証を行うとともに、中間年である令和12(2030)年度に計画内容の見直しを検討します。

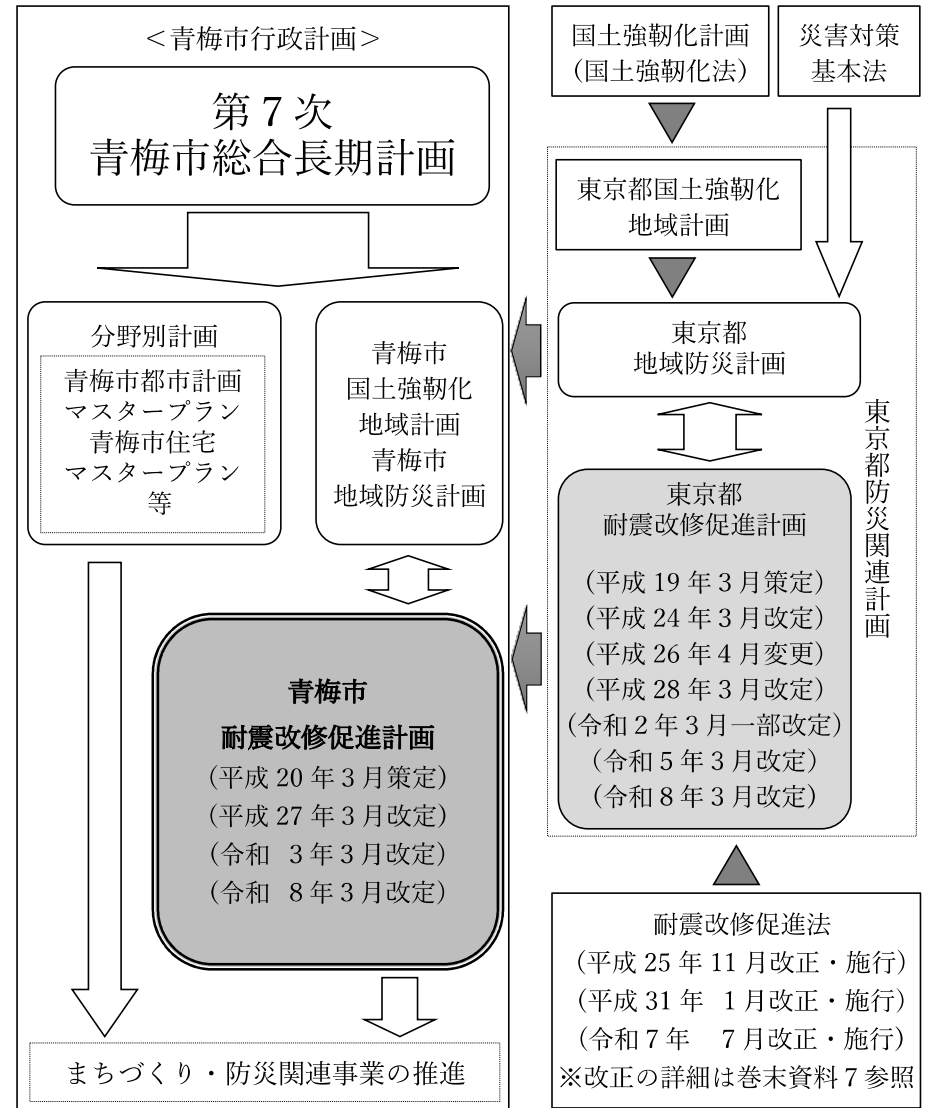


図1-1 耐震改修促進計画の位置づけ

4 対象区域および対象建築物

本計画の対象区域は、青梅市全域とします。

対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された住宅・建築物および新耐震基準の木造住宅のうち表1-1から1-4に示すものとしてします。

表1-1 本計画の対象建築物

種 類		内 容	耐震改修促進法上の 取り扱い
(1)	住 宅	○一般住宅（戸建住宅、共同住宅） ○市営住宅	
特定建築物※ ¹ [本計画においては、多数の者が利用する建築物を特定建築物とする]			
(2)	特定既存耐震不適格建築物（民間所有）	○多数の者が利用する一定規模以上の建築物（民間所有）	○耐震改修促進法 14 条第 1 項第 1 号、第 2 号および第 3 号
	要緊急安全確認大規模建築物	○病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等	○耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項 ◆耐震診断義務付建築物
(3)	要安全確認計画記載建築物※ ²	○倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物、組積造の塀 ○防災拠点建築物	○耐震改修促進法第 7 条第 1 項第 1 号、第 2 号 ◆耐震診断義務付建築物
市所有建築物			
(4)	特定既存耐震不適格建築物（市所有）※ ¹	○多数の者が利用する一定規模以上の建築物（市所有）	○耐震改修促進法第 14 条第 1 項第 1 号、第 2 号および第 3 号
	防災上重要な市所有建築物	○学校、病院等	○耐震改修促進法第 7 条第 1 項第 1 号を含む
	その他の市所有建築物	○文化・生涯学習施設、公園施設等	

※¹「特定建築物（特定既存耐震不適格建築物（民間所有）、要緊急安全確認大規模建築物）」および「特定既存耐震不適格建築物（市所有）」の内容については、表1-2を参照

※²「要安全確認計画記載建築物」の内容については、表1-4を参照

表 1-2 特定建築物および特定既存耐震不適格建築物（市所有）
（耐震改修促進法第 14・15 条、附則第 3 条）

用途		特定既存耐震不適格建築物 (民間・市所有)		要緊急安全確認 大規模建築物
		規模要件（耐震 改修促進法第 14 条）	指示*対象となる 規模要件（耐 震改修促進法 第 15 条）	規模要件 (耐震改修促進 法附則第 3 条)
学校	小学校、中学校、中等 教育学校の前期課 程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000m ² 以上 (屋内運動場の面積 を含む。)	階数 2 以上かつ 1,500m ² 以上 (屋内運動場の面積 を含む。)	階数 2 以上かつ 3,000m ² 以上 (屋内運動場の面積 を含む。)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000m ² 以上		
体育館(一般公共の用に供され るもの)		階数 1 以上かつ 1,000m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水 泳場、その他これらに類する 運動施設		階数 3 以上かつ 1,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物 品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000m ² 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、 寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施 設、福祉ホームその他これら に類するもの		階数 2 以上かつ 1,000m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施 設、身体障害者福祉センター、 その他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500m ² 以上	階数 2 以上かつ 750m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500m ² 以上

用途	特定既存耐震不適格建築物 (民間・市所有)		要緊急安全確認 大規模建築物
	規模要件（耐震 改修促進法第 14 条）	指示*対象となる 規模要件（耐 震改修促進法第 15 条）	規模要件 (耐震改修促進 法附則第 3 条)
博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービ ス業を営む店舗 工場(危険物の貯蔵場または処理 場の用途に供する建築物を 除く。) 車両の停車場または船舶もし くは航空機の発着場を構成す る建築物で旅客の乗降または 待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車ま たは自転車の停留、または駐 車のための施設 保健所、税務署その他これに類 する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000m ² 以上
危険物の貯蔵場または処理場 の用途に供する建築物			
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で 指定する避難路の沿 道建築物であって前 面道路の幅員の 1 / 2 超の高さの建築物 (道路幅員が 12m 以 下の場合は 6 m 超)	左に同じ	

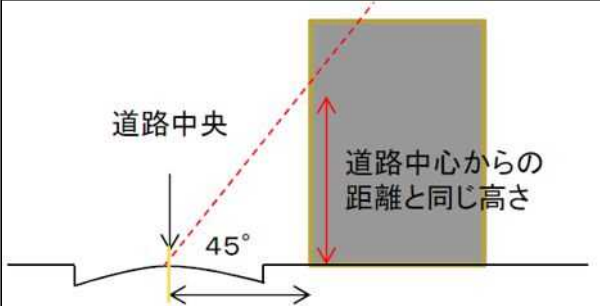
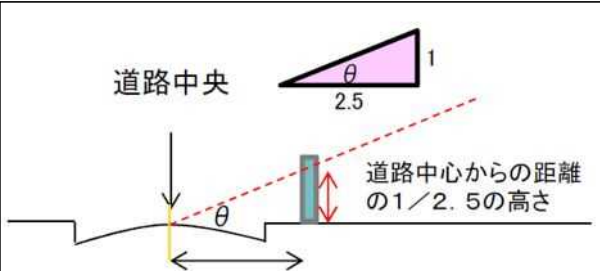
※耐震改修促進法第 15 条第 2 項にもとづく指示

表 1-3 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物
(耐震改修促進法施行令第7条)

危険物の種類	危険物の数量
(1) 火薬類 (法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管若しくは電気雷管または信号雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管または電気導火線	5万個
ヘ 導爆線または導火線	500km
ト 信号炎管若しくは信号火箭または煙火	2 t
チ その他の火薬を使用した火工品	10 t
リ その他の爆薬を使用した火工品	5 t
(2) 消防法第2条第7項に規定する危険物 (石油類を除く。)	危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名および性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
(3) 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30 t
(4) 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20m ³
(5) マッチ	300マッチトン (※)
(6) 可燃性のガス ((7)および(8)を除く。)	2万m ³
(7) 圧縮ガス	20万m ³
(8) 液化ガス	2,000 t
(9) 毒物および劇物取締法第2条第1項に規定する毒物 (液体または気体のものに限る。)	20 t
(10) 毒物および劇物取締法第2条第2項に規定する劇物 (液体または気体のものに限る。)	200 t

※ 1 マッチトンは、並型マッチ (56mm×36mm×17mm) で 7,200 個、約 120 kg

表 1-4 要安全確認計画記載建築物 (耐震改修促進法第7条)

名称	指定機関	対象建築物
① 特定緊急輸送道路の沿道建築物	都道府県または市町村が対象路線を指定	<p>◆倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物 (高さ6m以上)</p>  <p>ただし、地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めをすることが可能。</p>
② 特定緊急輸送道路の沿道建築物に附属する組積造の塀	都道府県または市町村が対象路線を指定	<p>◆倒壊した場合において、前面道路の通行障害となるおそれのある組積造の塀 (長さ8m以上、高さ下図)</p>  <p>ただし、地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めをすることが可能。(法: 25m → 都規則: 8m)</p>
③ 防災拠点建築物	都道府県が指定	<p>◆庁舎、病院、避難所となる体育館など (避難所として利用する旅館・ホテルについても位置づけが可能)</p>

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

1 想定する地震の規模・被害の状況

本計画では、都計画との整合を図るため、首都直下地震等による東京の被害想定（令和4（2022）年5月公表、東京都防災会議発表。以下「都被害想定」という。）から、本市に最も大きな建物の被害をもたらす立川断層帯地震（マグニチュード7.4）を想定します。

都被害想定では、多摩西部直下、南海トラフ、大正関東および立川断層帯の地震が発生した場合を想定し、その時の風速や発災時間によって建物の被害や火災の状況、死傷者数、避難者数、帰宅困難者数、ライフラインの復旧見込みなどが示されています。

立川断層帯地震が発生した場合の本市における被害想定は、表2-2のとおりです。

表2-1 本市において想定される4地震の影響
（マグニチュードおよび最大震度の予測）

	多摩西部直下地震	南海トラフ巨大地震	大正関東地震	立川断層帯地震
マグニチュード	7.3	9.0	8クラス	7.4
本市の最大震度	6強	5強	6弱	7

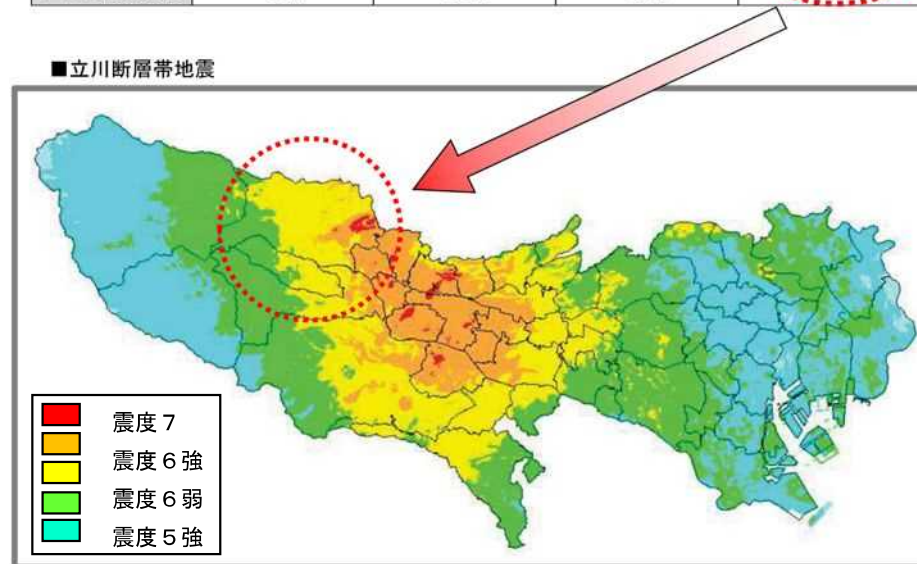


図2-1 立川断層帯地震（破壊開始点が南側の場合）

（出典）青梅市地域防災計画
※都被害想定にもとづき市が作成

立川断層帯地震による本市の被害想定をみると、建物被害として、揺れによる建物の全壊は1,168棟、半壊は3,028棟となっています。また、火災による焼失棟数（倒壊建物を含まない）は、冬・夕18時に発生した場合に最大となり、748棟と想定されています。

なお、人的被害としては、最大となる冬・朝5時に発生した場合、死者91人、負傷者960人となり、そのうち、揺れによる建物全壊を要因とするものが大半（死者67人、負傷者852人）となっています。

表2-2 立川断層帯地震による被害想定

■建物被害【木造 36,101 棟／非木造 8,234 棟】

項目		単位	立川断層帯地震（風速8m）			
			冬・早朝	冬・昼	冬・夕	
原因別 建物全壊棟数	計	(棟)	1,297	1,297	1,297	
	ゆれ	(棟)	1,168	1,168	1,168	
	液状化	(棟)	2	2	2	
	急傾斜地崩壊	(棟)	126	126	126	
原因別 建物半壊棟数	計	(棟)	3,333	3,333	3,333	
	ゆれ	(棟)	3,028	3,028	3,028	
	液状化	(棟)	16	16	16	
	急傾斜地崩壊	(棟)	290	290	290	
うち、原因別建物 大規模半壊棟数	計	(棟)	715	715	715	
	ゆれ	(棟)	654	654	654	
	液状化	(棟)	6	6	6	
	急傾斜地崩壊	(棟)	55	55	55	
火災	出火件数	(棟)	4	6	9	
	焼失棟数	倒壊建物を含む	(棟)	380	476	769
		倒壊建物を含まない	(棟)	370	463	748

(出典) 青梅市地域防災計画

■人的被害【夜間人口 133,535 人／昼間人口 124,125 人】

項目		単位	立川断層帯地震（風速8m）			
			冬・早朝	冬・昼	冬・夕	
人的被害	死者	計	(人)	91	52	78
		ゆれ建物被害	(人)	67	33	49
		屋内収容物	(人)	4	3	3
		急傾斜地崩壊	(人)	11	5	8
		火災	(人)	9	10	17
		ブロック塀等	(人)	0	0	1
		屋外落下物	(人)	0	0	0
	負傷者	計	(人)	960	791	870
		ゆれ建物被害	(人)	852	699	738
		屋内収容物	(人)	80	65	66
		急傾斜地崩壊	(人)	14	7	10
		火災	(人)	14	16	34
		ブロック塀等	(人)	1	5	22
		屋外落下物	(人)	0	0	0
うち重傷者	計	(人)	116	95	113	
	ゆれ建物被害	(人)	87	72	76	
	屋内収容物	(人)	18	14	14	
	急傾斜地崩壊	(人)	7	3	5	
	火災	(人)	4	4	10	
	ブロック塀等	(人)	0	2	8	
	屋外落下物	(人)	0	0	0	
要配慮者	死者数	(人)	56	32	47	

(出典) 青梅市地域防災計画

2 耐震化の現状

(1) 住宅

ア 一般住宅

令和7(2025)年現在、市内の住宅総数は44,464棟であり、このうち耐震性を有する住宅は38,527棟で、耐震化率は86.6パーセントとなっています。

戸建住宅は42,631棟であり、このうち耐震性を有する住宅は36,726棟で、耐震化率は86.1パーセントとなっています。

共同住宅は1,833棟であり、このうち耐震性を有する住宅は1,801棟で、耐震化率は98.3パーセントとなっています。

表2-3 住宅の耐震化の現状

(単位：棟)

建て方	構造	旧耐震基準住宅			新耐震基準住宅	住宅(合計)	耐震性を有する住宅	耐震化率	
		総数		耐震性有 b					耐震性無 c
		a=b+c	d						
戸建住宅	木造	13,068	7,461	5,607	26,263	39,331	33,724	85.7%	
	非木造	694	396	298	2,606	3,300	3,002	91.0%	
	小計	13,762	7,857	5,905	28,869	42,631	36,726	86.1%	
共同住宅	木造	56	43	13	783	839	826	98.5%	
	非木造	82	63	19	912	994	975	98.1%	
	小計	138	106	32	1,695	1,833	1,801	98.3%	
住宅総数		13,900	7,963	5,937	30,564	44,464	38,527	86.6%	

※平成20年、25年、30年、令和5年住宅・土地統計調査から、「耐震改修を行った住宅の割合」、「耐震診断を行った結果耐震性を有していた住宅の割合」により推計

昭和56(1981)年6月1日に導入された耐震基準は新耐震基準と呼ばれ、主に昭和53(1978)年の宮城県沖地震後の抜本的見直しを受けて、大きく改正され、必要壁量の見直しなどにより、旧来の基準に比べ建築物の耐震性の向上が図られました。

この新耐震基準による建築物は、阪神・淡路大震災においても被害が少なかったことから、地震に対する一定の強さが確保できていると考えられています。

よって、必要な耐震性の有無を想定する基準として、新耐震基準が制定された昭和56(1981)年6月1日を境に、新耐震基準導入前の建築物と新耐震基準導入以降の建築物を区分することにより、必要な耐震性を満たしていない住宅と耐震性を満たしている住宅を区分しています。

参考：新耐震基準の木造住宅の耐震化を考慮した耐震化の現状

参考までに、これまで算定されなかった新耐震基準の木造住宅の耐震化を考慮した耐震化の現状も整理した場合、耐震性を有する住宅は 36,819 棟で、耐震化率は 82.8 パーセントとなっています。耐震性を有する戸建住宅は 35,031 棟で、耐震化率は 82.2 パーセントとなっています。耐震性を有する共同住宅は 1,788 棟で、耐震化率は 97.5 パーセントとなっています。

(単位：棟)

建て方	構造	旧耐震基準住宅			新耐震基準の木造住宅			現行基準住宅 g		
		総数		耐震性有 b	耐震性無 c	総数			耐震性有 e	耐震性無 f
		a=b+c	d=e+f							
戸建住宅	木造	13,068	7,461	5,607	13,072	11,377	1,695	13,191		
	非木造	694	396	298	—	—	—	2,606		
	小計	13,762	7,857	5,905	13,072	11,377	1,695	15,797		
共同住宅	木造	56	43	13	451	438	13	332		
	非木造	82	63	19	—	—	—	912		
	小計	138	106	32	451	438	13	1,244		
住宅総数		13,900	7,963	5,937	13,523	11,815	1,708	17,041		

建て方	構造	住宅(合計) h=a+d+g	耐震性を有する住宅 i=b+e+g	耐震化率 j=i/h
戸建住宅	木造	39,331	32,029	81.4%
	非木造	3,300	3,002	91.0%
	小計	42,631	35,031	82.2%
共同住宅	木造	839	813	96.9%
	非木造	994	975	98.1%
	小計	1,833	1,788	97.5%
住宅総数		44,464	36,819	82.8%

※表中の新耐震基準の木造住宅は3階建てを含む。

イ 市営住宅

令和7(2025)年現在、市内には23団地の市営住宅があり、このうち、耐震性を有する市営住宅は19団地で、耐震化率は82.6パーセントとなっています。

表2-4 市営住宅等の耐震化の現状 (単位：団地)

区 分	昭和56年5月以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物 d	団地 (合計) e=a+d	耐震性を有する団地 f=b+d	耐震化率 g=f/e
	総数 a=b+c	耐震性有 b	耐震性無※ c				
市営住宅	15	11	4	8	23	19	82.6%

※耐震性が不十分な市営住宅は用途廃止予定。

(2) 特定建築物

令和7(2025)年現在、特定建築物の規模要件に合致する建築物は275棟であり、このうち耐震性を有する建築物が231棟で、耐震化率は84.0パーセントとなっています。

表2-5 特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

用 途	昭和56年5月以前の建築物 a	昭和56年6月以降の建築物 b	建築物 (合計) c=a+b	耐震性を有する建築物 d=b	耐震化率 e=d/c
	防災上特に重要な建築物(学校・病院等)	5	19	24	19
要配慮者が利用する建築物(老人ホーム・養護所等)	0	34	34	34	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物(店舗・ホテル等)	3	31	34	31	91.2%
その他の施設	36	147	183	147	80.3%
総 数	44	231	275	231	84.0%

※耐震改修促進法第14条第1項第2号および第3号は除く。

(3) 要安全確認計画記載建築物

ア 特定緊急輸送道路沿道建築物

令和7(2025)年現在、東京都で指定した「特定緊急輸送道路」の沿道建築物のうち、昭和56(1981)年以前の建築物は35棟あります。特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標の総合到達率は81.6%であり、青梅街道の一部では区間到達率が60%未満となっています。

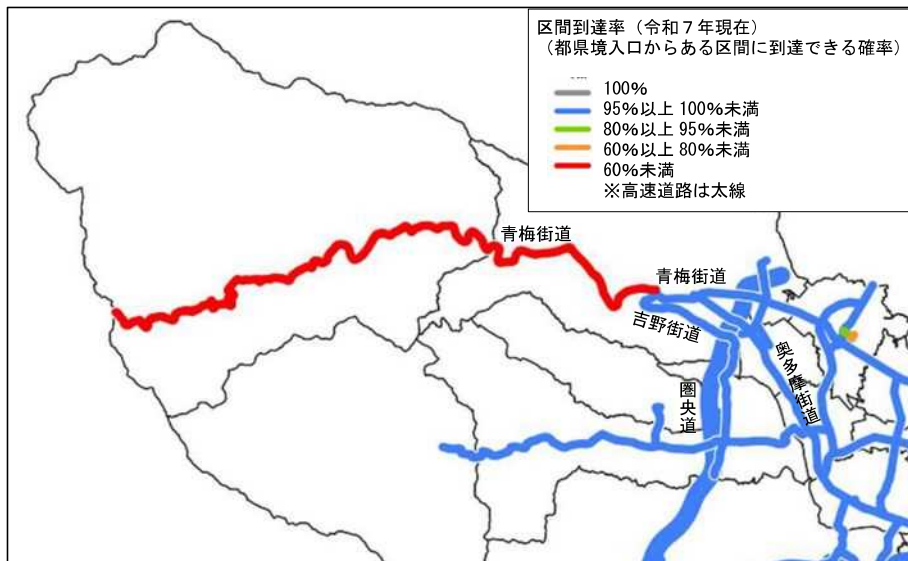


図2-2 区間到達率の状況

（出典）東京都耐震ポータルサイト（令和7年現在）

【東京都における緊急輸送道路指定の考え方】

緊急輸送道路は、救急救命・消火活動、物資の輸送、復旧復興の生命線・大動脈であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことは、都民の生命と財産を守るとともに、首都機能を維持するために極めて重要です。

このため、東京都は、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、「特定緊急輸送道路」として指定し、その沿道建築物に耐震診断を義務づけました。これに合わせて、耐震化に関する助成制度を拡充しています。

本市では、耐震改修促進法第6条第3項第1号に規定される「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」は指定していませんが、東京都が指定する緊急輸送道路を地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として本計画に位置づけます。

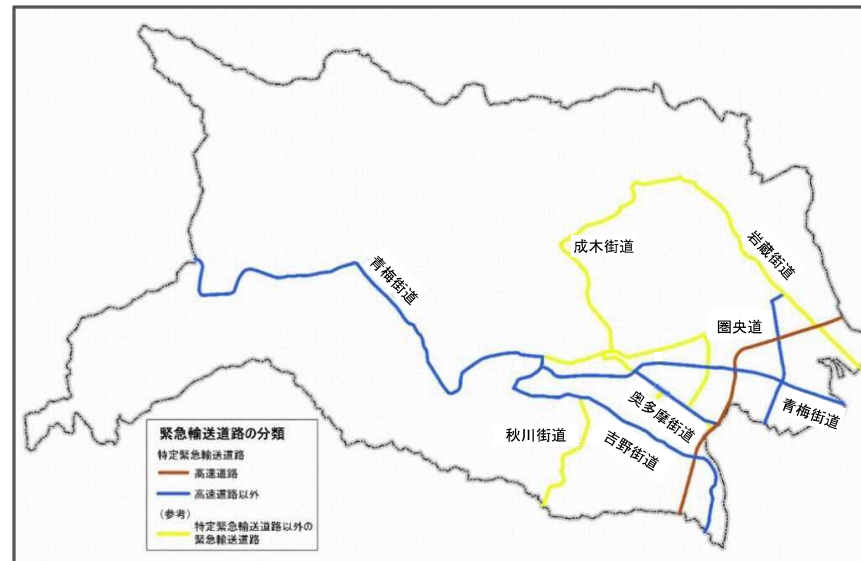


図2-3 緊急輸送道路網図（東京都指定）

（出典）東京都耐震ポータルサイト（令和7年現在）

イ 特定緊急輸送道路沿道建築物に附属するブロック塀等

特定緊急輸送道路を含む避難路に面したブロック塀等の撤去にかかる費用の補助制度を実施していくとともに、通学路の安全点検等により、現況を把握していきます。

(4) 市所有建築物

令和7(2025)年現在、市所有建築物（市営住宅を除く。）は286棟であり、このうち耐震性を有する建築物は253棟で、耐震化率は88.5パーセントとなっています。

市庁舎等のほか小・中学校、市民センター等の災害時に拠点・避難所として利用される防災上重要な市所有建築物は189棟であり、このうち耐震性を有する建築物は174棟、耐震化率は92.1パーセントとなっています。

また、特定既存耐震不適格建築物の規模要件に合致する建築物は58棟であり、このうち耐震性を有する建築物は57棟で、耐震化率は98.3パーセントとなっています。

表2-6 市所有建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

区分	用途	昭和56年5月以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物 d	建築物(合計) e=a+d	耐震性を有する建築物 f=b+d	耐震化率(%) g=f/e
		総数 a=b+c	耐震性有 b	耐震性無 c				
防災上重要な市所有建築物※		83(32)	68(31)	15(1)	106(26)	189(58)	174(57)	92.1%(98.3%)
	市庁舎等	0	0	0	2(2)	2(2)	2(2)	100.0%
	小・中学校(校舎・体育館)	37(28)	37(28)	0	16(12)	53(40)	53(40)	100.0%
	市民センター施設	14	14	0	7	21	21	100.0%
	文化・生涯学習施設	0	0	0	2(1)	2(1)	2(1)	100.0%
	スポーツ施設	2(1)	1(1)	1	0	2(1)	1(1)	50.0%
	福祉施設	2(1)	1	1(1)	6(4)	8(5)	7(4)	87.5%
	病院・診療所	3(1)	3(1)	0	5(3)	8(4)	8(4)	100.0%
	医師・看護師寮等	0	0	0	2(2)	2(2)	2(2)	100.0%
	学童保育所	0	0	0	6	6	6	100.0%
	消防・防災施設	19	11	8	34	53	45	84.9%
	浄水場・ポンプ施設	6(1)	1(1)	5	14	20(1)	15(1)	75.0%
	環境施設	0	0	0	5	5	5	100.0%
	葬祭場	0	0	0	2(1)	2(1)	2(1)	100.0%
その他	0	0	0	5(1)	5(1)	5(1)	100.0%	
その他の市所有建築物		24	6	18	73	97	79	81.4%
	文化・生涯学習施設	8	2	6	2	10	4	40.0%
	スポーツ施設	4	1	3	5	9	6	66.7%
	病院・診療所	0	0	0	1	1	1	100.0%
	医師・看護師寮等	2	2	0	1	3	3	100.0%
	公園施設(管理棟等)	4	1	3	4	8	5	62.5%
	公園施設等公衆便所 休憩所	1	0	1	49	50	49	98.0%
その他	0	0	0	1	1	1	100.0%	
その他	5	0	5	10	15	10	66.7%	
総数	107(32)	74(31)	33(1)	179(26)	286(58)	253(57)	88.5%(98.3%)	

注：表の()内の数値は、特定既存耐震不適格建築物の規模要件に合致する建築物について表す。

※都計画の分類にもとづく

3 耐震化の目標

(1) 住宅

ア 一般住宅

住宅については、令和17(2035)年度末までに耐震性が不十分なすべての住宅をおおむね解消することを目標とします。なお、中間年（令和12年度末）までに耐震化率を95パーセント以上とすることを中間の目標とします。

〔住宅の耐震化の目標〕

現状 86.6%※ \rightarrow 令和12年度 耐震化率を95%以上 \rightarrow 令和17年度 耐震性が不十分なすべての住宅をおおむね解消

（※新耐震基準の木造住宅を考慮した場合は82.8%）

令和7年度	令和12年度	令和17年度
住宅総数（現状）44,464棟	\Rightarrow （推計）45,800棟	\Rightarrow （推計）47,130棟
耐震性有（現状）36,819棟	\Rightarrow （推計）39,010棟	\Rightarrow （推計）41,040棟
	（目標）43,510棟	（目標）47,130棟

目標達成のために今後耐震化が必要な住宅数

（令和7～12年度末の5年間） おおむね 4,500棟

（令和7～17年度末の10年間） おおむね 6,090棟

令和12(2030)年度末までに耐震化が必要な住宅数はおおむね4,500棟です。令和17(2035)年度末の目標達成には、おおむね6,090棟の耐震化が必要になります。（推計方法は、巻末資料1参照）

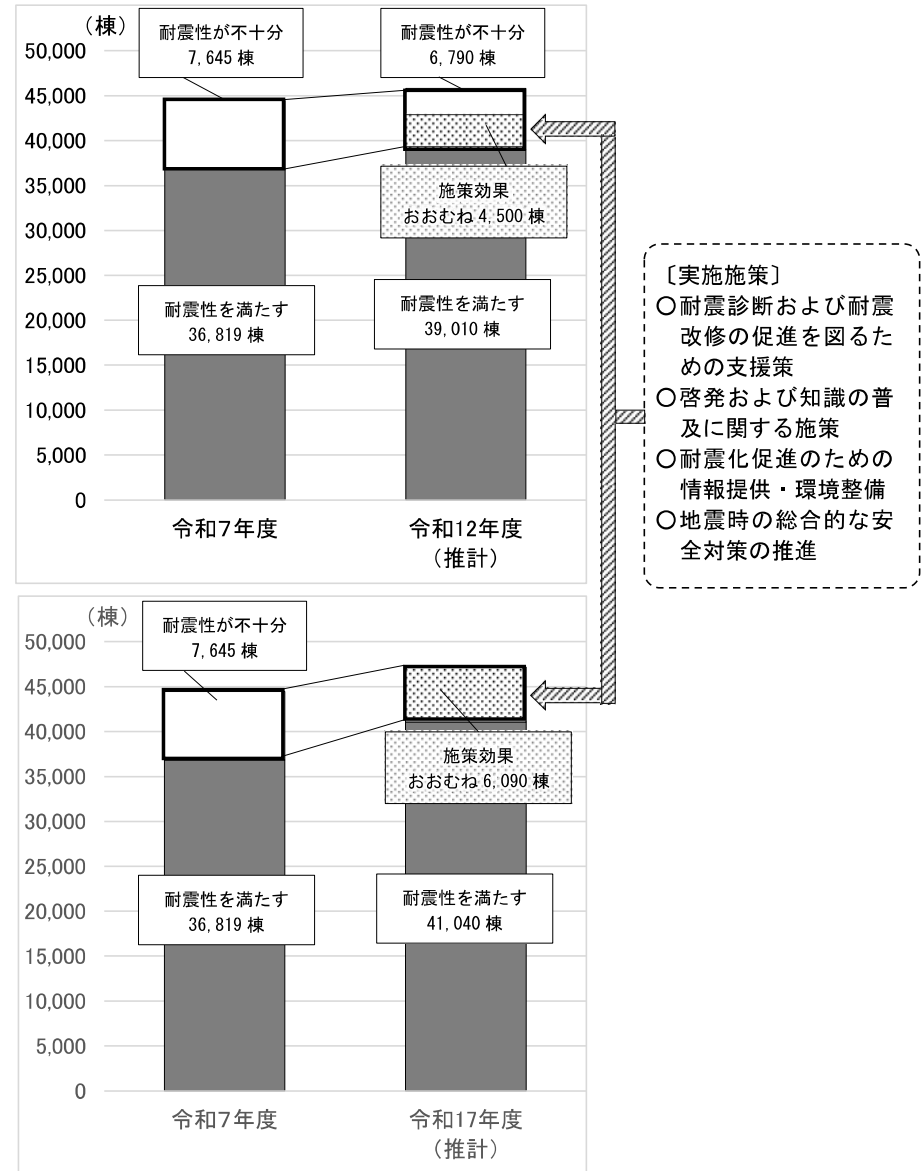


図2-4 住宅の耐震化の目標

表2-7 令和12年における住宅の耐震化率（推計）（単位：棟）

建て方	構造	旧耐震基準住宅			新耐震基準の木造住宅※ ⁴			現行基準住宅 g
		総数※ ¹			総数			
		a=b+c	耐震性有※ ² b	耐震性無 c	d=e+f	耐震性有 e	耐震性無 f	
戸建住宅	木造	12,230	7,260	4,970	12,770	11,260	1,510	15,490
	非木造	650	380	270	—	—	—	2,760
	小計	12,880	7,640	5,240	12,770	11,260	1,510	18,250
共同住宅※ ³	木造	50	40	10	430	420	10	390
	非木造	70	50	20	—	—	—	960
	小計	120	90	30	430	420	10	1,350
住宅総数		13,000	7,730	5,270	13,200	11,680	1,520	19,600

建て方	構造	住宅（合計） h=a+d+g	耐震性を有する住宅 i=b+e+g	耐震化率 j=i/h
戸建住宅	木造	40,490	34,010	84.0%
	非木造	3,410	3,140	92.1%
	小計	43,900	37,150	84.6%
共同住宅※ ³	木造	870	850	97.7%
	非木造	1,030	1,010	98.1%
	小計	1,900	1,860	97.9%
住宅総数		45,800	39,010	85.2%

- ※¹昭和56(1981)年以前に建築された住宅の減少数は、前計画策定時から令和7(2025)年までの減少率（実績）を用いて推計している。
 ※²昭和56(1981)年以前に建築された住宅における耐震性を有する住宅数は、平成25年、平成30年、令和5年住宅・土地統計調査結果報告から、「耐震改修を行った住宅の割合」、「耐震診断を行った結果耐震性を有していた住宅の割合」により推計している。
 ※³共同住宅には、特定既存耐震不適格建築物である賃貸共同住宅を含んでいる。
 ※⁴表中の新耐震基準の木造住宅は3階建てを含む。

表2-8 令和17年における住宅の耐震化率（推計）（単位：棟）

建て方	構造	旧耐震基準住宅			新耐震基準の木造住宅※ ⁴			現行基準住宅 g
		総数※ ¹			総数			
		a=b+c	耐震性有※ ² b	耐震性無 c	d=e+f	耐震性有 e	耐震性無 f	
戸建住宅	木造	11,400	7,020	4,380	12,470	11,030	1,440	17,790
	非木造	610	370	240	—	—	—	2,910
	小計	12,010	7,390	4,620	12,470	11,030	1,440	20,700
共同住宅※ ³	木造	40	30	10	420	410	10	430
	非木造	60	50	10	—	—	—	1,000
	小計	100	80	20	420	410	10	1,430
住宅総数		12,110	7,470	4,640	12,890	11,440	1,450	22,130


建て方	構造	住宅（合計） h=a+d+g	耐震性を有する住宅 i=b+e+g	耐震化率 j=i/h
戸建住宅	木造	41,660	35,840	86.0%
	非木造	3,520	3,280	93.2%
	小計	45,180	39,120	86.6%
共同住宅※ ³	木造	890	870	97.8%
	非木造	1,060	1,050	99.1%
	小計	1,950	1,920	98.5%
住宅総数		47,130	41,040	87.1%

- ※¹昭和56(1981)年以前に建築された住宅の減少数は、前計画策定時から令和7(2025)年までの減少率（実績）を用いて推計している。
 ※²昭和56(1981)年以前に建築された住宅における耐震性を有する住宅数は、平成25年、平成30年、令和5年住宅・土地統計調査結果報告から、「耐震改修を行った住宅の割合」、「耐震診断を行った結果耐震性を有していた住宅の割合」により推計している。
 ※³共同住宅には、特定既存耐震不適格建築物である賃貸共同住宅を含んでいる。
 ※⁴表中の新耐震基準の木造住宅は3階建てを含む。

イ 市営住宅

市営住宅については、できるだけ早期に耐震化率を100パーセントとすることを目標とします。

〔市営住宅の耐震化の目標〕

現状 82.6%  できるだけ早期に耐震化率を 100%

令和 7 年度		令和 17 年度
住宅総数（現状） 23 団地	⇒	19 団地
耐震性有（現状） 19 団地	⇒	（現状維持で推移） 19 団地

令和 7（2025）年現在の市営住宅の耐震化率は82.6パーセントであり、耐震性が不十分な市営住宅の用途廃止を進めます。

(2) 特定建築物

特定建築物については、令和17(2035)年度末までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とします。なお、中間年（令和12年度末）までに耐震化率を95パーセント以上とすることを中間の目標とします。

〔特定建築物の耐震化の目標〕

現状	令和 12 年度	令和 17 年度
84.0%	⇒ 耐震化率を 95%以上	⇒ 耐震性が不十分な建築物をおおむね解消
	⇐	⇐
令和 7 年度	令和 12 年度	令和 17 年度
建築物総数（現状） 275 棟	⇒ 275 棟	⇒ 275 棟
耐震性有（現状） 231 棟	⇒（現状維持で推移） 231 棟	⇒（現状維持で推移） 231 棟
	（目標） 261 棟	（目標） 275 棟

目標達成のために今後耐震化が必要な住宅数

（令和 7～12 年度末の 5 年間） おおむね 30 棟

（令和 7～17 年度末の 10 年間） おおむね 44 棟

令和 7（2025）年における特定建築物の耐震化率は84.0パーセントであり、目標の耐震化率達成のためには44棟の耐震化が必要になります。

特定建築物の耐震化については、不特定多数の者が利用する建築物や災害時に要配慮者が利用する建築物は、震災による建築物の倒壊やこれに伴う人的被害が大きくなるおそれがあるため、重点的に耐震化を図るものとします。また、火薬類、石油類その他法で定める危険物の貯蔵施設および地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物についても、重点的に耐震化の促進を図るものとします。

(3) 要安全確認計画記載建築物

ア 特定緊急輸送道路沿道建築物

特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和17(2035)年度末までに総合到達率を100パーセントとすることを目標とします。なお、中間年（令和12年度末）までに総合到達率を99パーセント以上、かつ区間到達率95パーセント未満の区間を解消することを中間の目標とします。

〔特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標〕

〈総合到達率〉

現状 81.6% ⇨ 令和12年度 総合到達率を99%以上 ⇨ 令和17年度 総合到達率を100%

〈区間到達率〉

現状 60%未満 ⇨ 目標 区間到達率が95%未満の区間を解消
令和7年度 令和12年度

耐震性が不十分な特定緊急輸送道路沿道建築物については、所有者等への働きかけを行い、耐震化を促進します。

イ 特定緊急輸送道路沿道建築物に附属するブロック塀等

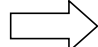
特定緊急輸送道路沿道建築物に附属するブロック塀等について、令和12(2030)年度末を目標に耐震性が不十分なものの改善に取り組むこととします。

耐震性が不十分なブロック塀等に関しては、所有者等へ撤去にかかる補助制度を紹介するなどの働きかけを行い、耐震化を促進します。

(4) 市所有建築物

市所有建築物（特定既存耐震不適格建築物を含む）については、施設の重要性等を考慮して、できるだけ早期に耐震化率を100パーセントとすることを目標とします。


〔市所有建築物の耐震化の目標〕

現状 88.5%  できるだけ早期に耐震化率を 100%

令和 7 年度		令和 17 年度
建築物総数（現状）	286 棟 ⇒	285 棟
耐震性有（現状）	253 棟 ⇒	（現状維持で推移） 253 棟
		（目標） 285 棟

目標達成のために今後耐震化が必要な市所有建築物数 32 棟

〔市所有特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標〕

現状 98.3%  できるだけ早期に耐震化率を 100%

令和 7 年度		令和 17 年度
建築物総数（現状）	58 棟 ⇒	57 棟
耐震性有（現状）	57 棟 ⇒	57 棟
		（上記内数）

令和 7（2025）年調査にもとづく市所有建築物の耐震化率は88.5パーセントであり、目標の耐震化率達成のためには32棟の耐震化が必要になります。

また、市所有特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は98.3パーセントであり、耐震性が不十分な同建築物の用途廃止を進めます。

市所有建築物の耐震化にあたっては、施設の重要度や老朽度等を踏まえながら計画的に耐震化を実施するものとします。

特に、災害時において防災拠点や避難所等の役割を果たす防災上重要な建築物については、市地域防災計画との整合を図りながら、早期の耐震化実現に向けて取り組みます。

第3章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための取組

1 基本的な取組方針

(1) 住宅・建築物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化は、その所有者が自らの責任で行うことを基本とします。

住宅・建築物の所有者は、地震災害対策を自らの問題のみならず、地域全体の問題として認識し、主体的に耐震化に取り組むものとします。これまでは、特に旧耐震基準によって建てられた住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等（耐震改修、建替え、除却）に努めてきましたが、今後は新耐震基準の木造住宅も含めて耐震改修等に努めるものとします。

多数の者が利用する建築物の所有者については、耐震診断の実施と必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとします。

(2) 本市の取組

本市は、市民の生命・財産を守るために、住宅・建築物の所有者が主体的に耐震化の取組ができるよう、東京都や関係機関と協力して耐震化促進のための環境整備や耐震診断・耐震改修等（耐震改修、建替え、除却）に関する助成等の支援を行います。

また、関係機関等で実施している耐震化に関する支援や融資制度等の紹介などの情報提供を行います。

特に、旧耐震基準木造住宅については、耐震化を緊急的に促進するため、社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する「耐震化緊急促進アクションプログラム」にもとづき、戸別訪問やDM送付、相談会の実施等により耐震化を進めます。

今後は、「耐震化緊急促進アクションプログラム」を改定し、新耐震基準の木造住宅へ対象を拡大していきます。

市所有建築物については、消防・防災施設等の防災上重要な建築物に重点を置き、耐震化に取り組みます。その他の市所有建築物については、災害対策の位置づけや老朽度等を勘案しながら耐震化を進めます。

2 重点的に取り組むべき建築物および地域

(1) 重点的に耐震化を図るべき建築物

住宅（木造住宅）、特定緊急輸送道路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物）、特定既存耐震不適格建築物（民間所有）については、優先的・段階的に耐震化を図るべき建築物として効果的な耐震改修の促進を図るものとします。

ア 住宅（木造住宅）

木造住宅は、倒壊や火災の延焼による人的、経済的被害の大きな原因となりうることから、広報やパンフレット等を活用し、耐震化に対する財源支援策や、固定資産税の減額制度等の優遇税制の周知を図るとともに、関係機関等とも連携しながら耐震診断の普及、耐震改修の促進を図ります。

イ 特定緊急輸送道路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物）

特定緊急輸送道路は、災害時の緊急車両の通行や広域連絡機能など、果たす役割が大きいことから、倒壊した場合に道路を閉塞させるおそれのある沿道建築物については、優先的に耐震化を図る必要があります。そのため、沿道建築物の所有者に対しての耐震診断・耐震改修の取組を東京都と連携・協力しながら促進します。

また、特定緊急輸送道路沿道建築物に附属するブロック塀等についても、除却や耐震化に関する支援を行い、耐震化を促進します。

なお、本計画においては、東京都が指定する特定緊急輸送道路についても避難路と位置づけることとします。

ウ 特定既存耐震不適格建築物（民間所有）

特定既存耐震不適格建築物（民間所有）と判断された昭和56(1981)年以前の建築物の所有者には、関係機関等と連携し、各種広報手段により耐震化の周知を図るとともに、耐震診断や耐震改修に向けての相談に対応していきます。また、必要に応じて所管行政庁が行う耐震改修促進法にもとづく指導・助言に協力し、耐震化を促進します。

(2) 木造建築物が密集する地域における建築物の耐震化

木造住宅の分布状況を地区別にみると、面積当たりの木造住宅数は、河辺町から天ヶ瀬町にかけて特に多く、2,000棟以上/km²となっています。

なかでも、面積当たりの旧耐震基準木造住宅数でみると、河辺町や大門を除く、木造住宅が多い地区で面積当たりの旧耐震基準木造住宅数も多く、500棟以上/km²となっています。

これらの地区は市街地であり、地震による建築物の倒壊などが発生した場合の被害が大きいと予想されます。

こうした大きな被害が想定される地域などを優先して、建築物の耐震化に合わせた不燃化を順次促進します。

また、緊急車両が進入困難な住宅地の解消を図るため、建築物の壁面後退などにより、十分な道路空間の確保を促進します。

さらに、主要な道路の沿道建築物の不燃化・耐震化を促進します。

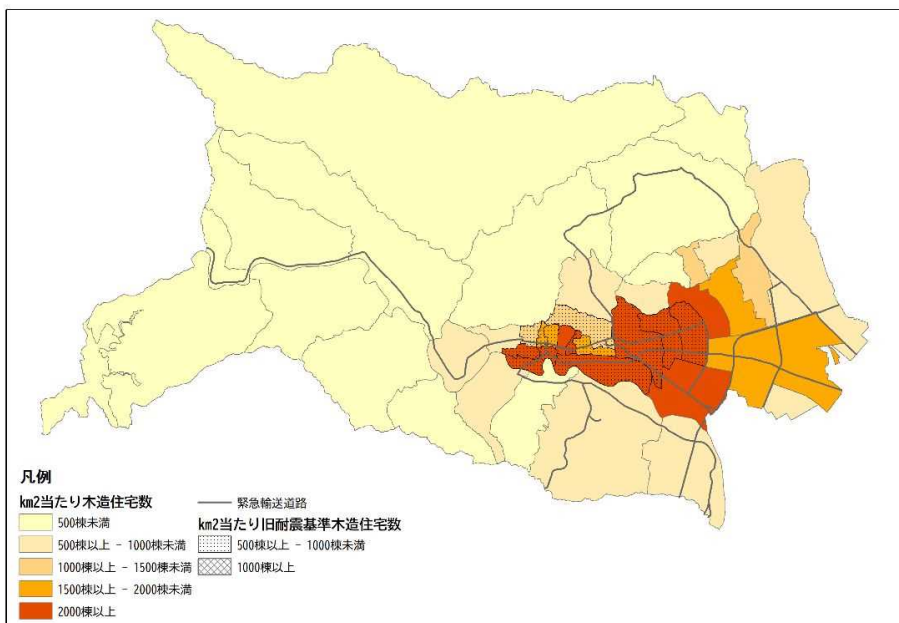


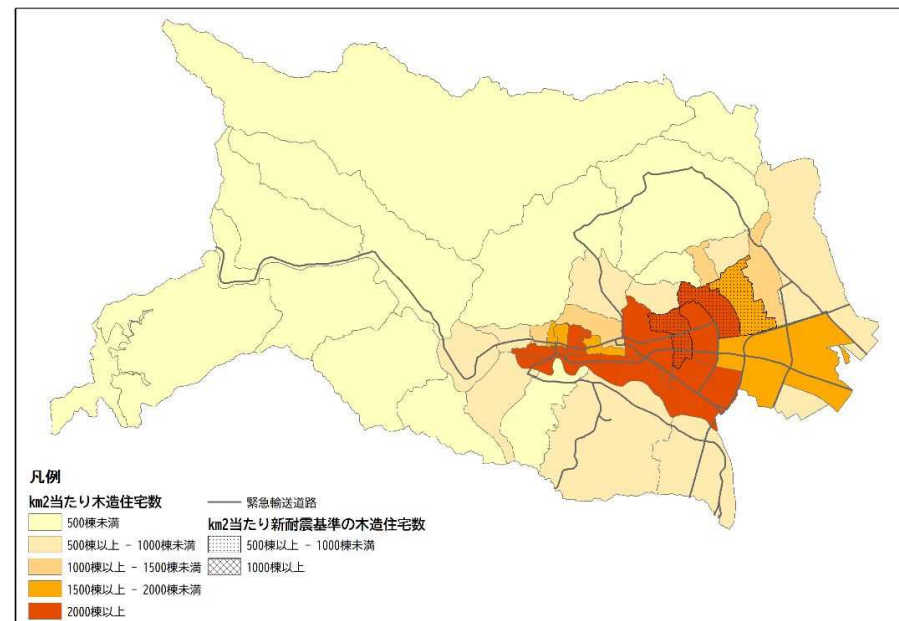
図3-1 面積当たり木造住宅分布状況

※地図は、東京都縮尺1/2,500地形図（令和7年度版）を加工して作成

参考：新耐震基準の木造住宅を考慮した面積当たり木造住宅分布図

参考として、新耐震基準の木造住宅を考慮した面積当たり木造住宅分布図についても、以下のとおり整理しました。

面積当たりの新耐震基準の木造住宅数は、師岡町、野上町、大門で500棟以上/km²と多くなっています。



参考図 面積当たり木造住宅分布状況（新耐震基準の木造住宅）

※地図は、東京都縮尺1/2,500地形図（令和7年度版）を加工して作成

第4章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策

本市では、市民に対し、住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修に対する市の補助制度、国や東京都の補助制度や税制等を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する市の支援

住宅所有者が、耐震診断・耐震改修を実施しない理由として、住宅の老朽化に加え、所有者の高齢化による費用負担の問題が大きな要因に挙げられます。このことから、費用補助事業の実施や税制優遇措置の周知を行うことが有効であり、現在実施している耐震診断・耐震改修にかかる費用の補助事業について、引き続き実施するとともに事業の周知を行います。

本市は、青梅市木造住宅耐震診断補助金交付要綱にもとづき、木造住宅の耐震診断を実施する方に対して、その費用の一部を補助します。

さらに、木造住宅の耐震改修を実施する方に対しては、青梅市木造住宅耐震改修補助金交付要綱にもとづき、その費用の一部を補助します。

■木造住宅耐震診断補助

補助対象	<p>○補助対象住宅は、市内にある住宅のうち令和7(2025)年現在、昭和56(1981)年5月以前の耐震基準で建築された軸組工法による2階建て以下の一戸建て木造住宅（延べ面積の1/2以上を住宅の用途に供しているもので、賃貸を目的とする住宅を除く。）</p> <p>○補助対象者は、市内に住所を有し補助対象住宅を所有し自ら居住する個人で、補助対象住宅の耐震診断を市の指定する診断機関に依頼する者。ただし、共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者。なお、補助対象者（共有の場合は共有者全員）は、納期が到来している市税等を完納していること。</p>
------	---

■木造住宅耐震改修補助

補助対象	<p>○補助対象住宅は、市内にある住宅のうち令和7(2025)年現在、昭和56(1981)年5月以前の耐震基準で建設された軸組工法による2階建て以下の一戸建て木造住宅（延べ面積の1/2以上を住宅の用途に供しているもので、賃貸を目的とする住宅を除く。）であって、次の1.および2.のいずれにも該当するもの。</p> <p>1.（一財）日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法または精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）による診断の評点が1.0未満の住宅で、改修後の評点が1.0以上となることを確認した住宅</p> <p>2. 耐震改修が建築基準法および耐震改修促進法の規定に違反していないもの。</p> <p>○補助対象者は、市内に住所を有し補助対象住宅を所有し自ら居住する個人。ただし、共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者。なお、補助対象者（共有の場合は共有者全員）は、納期が到来している市税等を完納していること。</p>
------	--

また、より多様な市民ニーズに対応した耐震化支援の充実を図るため、対象の拡充や新たな助成制度の検討を進めます。

特に、災害時に配慮が必要な方や、木造以外の住宅への対応、居住空間の安全確保に資する取組について、以下のとおり検討を行います。

《検討施策》

◆新耐震基準の木造住宅に対する補助

これまでの旧耐震基準の住宅を対象にした支援に加え、新耐震基準の木造住宅においても耐震性の向上を図るため、耐震診断や耐震改修等に係る費用の補助を進めます。

◆高齢者・障がい者に対する補助の検討

高齢者や障がい者が安心して生活できる住環境の確保を図るため、居住する住宅に対する耐震診断や耐震改修等に係る費用の補助について、今後検討を進めます。

◆補助上限額の検討

木造住宅耐震改修補助に係る補助金の増額について、国、都の動向に注視し、検討を進めます。

◆非木造住宅に対する補助の検討

これまでの木造住宅を対象とした支援に加え、非木造住宅においても耐震性の向上を図るため、耐震診断や耐震改修等に係る費用の補助について、今後検討を進めます。

◆耐震シェルター等の設置助成の検討

地震時に迅速な避難が困難な高齢者や障がい者の方の生命を守るため、耐震化が経済的に困難な世帯を対象に、耐震シェルターや耐震ベッドの設置助成について、今後検討を進めます。

(2) 緊急輸送道路沿道建築物等に関する支援

緊急輸送道路は、地震発生時の建築物の倒壊等によって、市民の避難や緊急車両の通行の妨げとならないよう、沿道建築物の耐震化を促進する必要があります。

本市は、東京都が指定する緊急輸送道路を本計画に位置づけ、東京都と連携・協力しながら沿道建築物の耐震化を促進します。

なお、特定緊急輸送道路沿道建築物については、青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金交付要綱等にもとづき、耐震化を実施する方に対して、その費用の一部を補助します。

■青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助

対象建物	○特定緊急輸送道路にかかる沿道建築物で、平成28(2016)年度までの青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金交付要綱にもとづく補助を受け、耐震診断を実施した結果、耐震性が劣ると判断された建築物
------	--

■青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助

対象建物	○特定緊急輸送道路にかかる沿道建築物で、平成28(2016)年度までの青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金交付要綱にもとづく補助を受け、耐震診断を実施した結果、耐震性が劣ると判断された建築物
------	--

■特定緊急輸送道路の沿道建築物に関する相談窓口

目的	○特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者が円滑に建築物の耐震化に取り組めるよう、条例や助成制度の内容のほか、耐震化に関する技術的な相談を気軽にできる専用の相談窓口を設置し、所有者からの相談問い合わせに総合的に対応することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。
所在地	(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター内
相談業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の概要説明 ・ 建物が条例の対象となる場合、必要となる手続き ・ 助成制度のしくみについて ・ 耐震診断などの実施にあたり、建築士団体の紹介 ・ 建築士や弁護士などの耐震化アドバイザーの派遣

■緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度

目的	○地震発生時に都内の緊急輸送道路沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路および輸送路を確保するため、沿道建築物の耐震化にかかる費用を補助することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。	
対象費用	耐震診断費用	耐震改修等工事費用
対象建物	<ul style="list-style-type: none"> ○特定緊急輸送道路沿道建築物 ○敷地が特定緊急輸送道路に接すること ○昭和56(1981)年6月1日施行の耐震基準改正前に建築されたもの ○道路幅員のおおむね1/2以上の高さ 	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての緊急輸送道路沿道建築物 ○敷地が緊急輸送道路に接すること ○昭和56(1981)年6月1日施行の耐震基準改正前に建築されたもの ○道路幅員のおおむね1/2以上の高さ ○延べ面積10,000㎡以下
対象者	上記建築物の所有者	上記建築物を所有する個人、中小企業者※ ※従業員数や資本金等の規模が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者

(3) 税制に関する支援

平成18(2006)年度税制改正において耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を耐震改修した場合、所得税額の特別控除や固定資産税の減額措置を受けられるようになりました。

本市は、この制度の周知を行うにあたり、税制大綱の動きを注視しながら住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

■所得税額の特別控除

条 件	個人が住宅耐震改修を行うもので、以下の条件を満たす場合 1 令和7(2025)年12月31日までに耐震改修をした場合 2 昭和56(1981)年5月31日以前に建築された、自己の居住の用に供する住宅 3 耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕または模様替え）をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものであること
控 除 額	○住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額）の10%（上限25万円）
手 続	必要事項を記載した確定申告書に、次に掲げる書類を添付して、納税地（原則として住所地）の所轄税務署長に提出 1 住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 2 増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 3 家屋の登記事項証明書など、家屋が昭和56(1981)年5月31日以前に建築されたものであることを明らかにする書類

■固定資産税の減額措置

対 象	一般住宅	要安全確認計画記載建築物
条 件	○令和8(2026)年3月31日までに耐震改修が完了した場合	○令和8(2026)年3月31日までに耐震改修が完了した場合
減 額 の 容 内 容	○現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事を行った場合、翌年度から一定期間の固定資産税は1戸当たり120㎡を限度に、1/2（長期優良住宅の認定を受けた場合は2/3）を減額	○耐震改修工事が完了した日の属する年の翌年度から2年度分の固定資産税額を、1/2減額（当該額が当該補助対象改修工事に係る工事費の5%に相当する金額を超える場合は5%に相当する金額）
減 額 を 受 け ら れ る 家 屋 の 条 件	1 昭和57(1982)年1月1日以前に建築された住宅（併用住宅の場合は、居住部分の割合が1/2以上） 2 現行の耐震基準に適合すること 3 耐震改修に要した費用が1戸当たり50万円超であること 4 原則として、工事完了後3か月以内に申告すること	1 耐震改修促進法に規定する要安全確認計画記載建築物 2 政府の補助を受けて耐震改修が行われたもの 3 現行の耐震基準に適合することが証明されるもの
手 続	必要事項を記載した固定資産税減額申告書に、次に掲げる書類を添付して、青梅市 課税課 家屋係に提出 1 固定資産税（住宅耐震改修）減額申告書 2 増改築等工事証明書（耐震改修が行われたことの証明書） 3 工事費用の内訳が確認できる見積書の写し等 4 工事費用の支払額が確認できる領収証の写し等 5 長期優良住宅認定通知書の写し（長期優良住宅の認定を受けた場合のみ必要）	

2 啓発および知識の普及に関する施策

本市は、耐震改修等に関する知識の普及を図るとともに、市民の地震に対する防災意識の啓発に努めます。

なお、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、別に定める「耐震化緊急促進アクションプログラム」にもとづき、情報提供の充実を図ります。

(1) 防災意識の普及・啓発

本市は、市民が自ら災害に備えられるよう、日頃の災害への備えや、災害発生時のとるべき応急活動、避難行動などを分かりやすく解説した「青梅市民防災ハンドブック」を活用し、市ホームページでの公表を含め、市民の自助・共助を中心とした防災意識の啓発を図ります。

また、東京都が策定した地震に関する地域危険度測定調査（第9回：令和4年9月公表）等を活用し、地震に関する地域の危険度を市民に周知し、耐震診断や耐震改修等をはじめとする防災意識の普及・啓発を図ります。

(2) 耐震化に関する情報提供

ア リフォームに併せた耐震改修の誘導

耐震改修においては、住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームと併せて行うことが費用や手間の面で効果的であり、耐震改修を行うきっかけの一つであることから、リフォーム工事と併せた耐震改修の普及は一定の効果があると考えられます。

本市は、リフォームに関する情報提供や耐震改修事例等の紹介等を行うなどしてリフォーム工事と併せた耐震改修が行われるよう次の施策の実施に向けた検討を進めます。

《検討施策》

◆リフォーム融資の周知と活用

住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）では、耐震改修工事または耐震補強工事を行った住宅に対して、融資額および金利の優遇を行っています。制度の周知と活用促進を図ることで、リフォーム工事と併せた耐震改修工事の促進を図ります。

イ ホームページやパンフレット等による情報提供

住宅・建築物の耐震化を促進するには、まず建築物所有者等が耐震化の必要性や重要性について十分に認識することが必要です。このため、ホームページやSNS、パンフレット、木造住宅耐震化セミナーおよび自治会回覧等を活用し、耐震診断・耐震改修に関する事業や具体的な耐震改修工法の情報提供を積極的に行います。

また、特にマンションは地震等により倒壊等の被害が生じた場合、戸建住宅に比べ周囲への被害が大きく、復興やまちづくりの障害となる可能性があります。このため、関連機関と連携し、東京都の「東京都マンションポータルサイト」等を活用しながら普及啓発を行います。

ウ 木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及の促進

耐震改修の促進を阻害する要因として、工事に要する期間や工事費の負担などが挙げられます。また、様々な耐震改修工法や技術が開発されているにもかかわらず、どの程度有効な改修工法なのか不安があるなどの理由から、木造住宅の耐震化が十分に進んでいない状況にあります。

本市は、市民が安価で住宅の耐震化に取り組むことができるよう、東京都、建築関係団体等と連携し、耐震改修工法等の情報収集を行い、安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及促進を図る次の施策の実施について、具体的な内容や実施方法の検討を進めます。

《検討施策》

◆耐震改修工法紹介

比較的安価で有効な耐震改修工法等を紹介することにより、耐震改修の知識を高めることによる普及促進を目指します。

(3) 高齢者世帯への支援

本計画策定にあたって実施したアンケート調査では、住宅所有者の約9割が60歳以上の高齢者となっています。

旧耐震基準および新耐震基準の木造住宅の所有者の多くを占める高齢者世帯への啓発が耐震化促進に不可欠であることから、高齢者世帯への支援を充実する次の施策の実施について、具体的な内容や実施方法の検討を進めます。

《検討施策》

◆高齢者への周知活動

高齢者の防災および地震被害の備えに対する意識の向上を図る啓発活動により高齢者の防災意識を向上させるとともに、既存の補助事業、税制優遇などの周知を行うことにより、住宅の耐震化促進を目指します。

◆特定の場所への訪問

移動範囲が制約されること等により、必要な情報が十分に届きにくいおそれがある高齢者に対して地域包括支援センターなどを活用し、周知活動を図ります。

◆バリアフリー改修・介護保険制度の住宅改修の機会に併せた耐震改修のPR

高齢者が居住する住宅等で、バリアフリー改修等を実施する機会に併せて耐震改修の促進を図ります。

◆住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度の周知と活用

住宅金融支援機構の制度について、制度の周知活動と活用促進を図り、高齢者の耐震改修への意欲向上を図ります。

～高齢者向け返済特例制度の概要～

満60歳以上の方が自ら居住する住宅にバリアフリー工事または耐震改修工事を施すリフォームを行う場合に、返済期間を申込人（連帯債務者を含む）全員の死亡時までとし、毎月の返済は利息のみを支払い、借入金の元金は申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなられたときに一括して返済する制度

(4) 木造住宅における耐震化の促進

ア 木造建築物が密集する地域での耐震化の促進

昭和56(1981)年以前に建てられた木造建築物が密集する地域では、震災に対する危険性が高く、早急な耐震化の促進が求められます。

本市では、河辺町から天ヶ瀬町にかけて面積当たりの木造住宅戸数が多く、河辺町、大門を除く木造住宅数が多い地区で面積当たりの旧耐震基準木造住宅戸数が多いため、地震による建築物の倒壊などの被害が大きいと予想されます（P23、図3-1）。

そのため、該当地域の耐震化を優先的に促進することとし、次の施策の実施について、具体的な内容や実施方法の検討を進めます。

《検討施策》

◆木造建築物が密集する地域における耐震化の優先的な促進

木造建築物が密集する地域など、危険性の高い地域を優先して耐震化を進めることとします。対象地域では、住宅所有者に戸別訪問を行い、直接働きかけを行うことで、耐震化の必要性や市の支援事業等の効果的な普及・啓発を行います。

イ 住宅の耐震化を緊急的に促進するための普及・啓発

「耐震化緊急促進アクションプログラム」にもとづき、旧耐震基準および新耐震基準の木造住宅を対象に耐震化の普及・啓発を進めます。

ウ 相談窓口の設置

建築物所有者等が安心して耐震診断・耐震改修を実施できるよう相談窓口を市に設置するとともに、助成制度や耐震改修促進税制等の支援策についても、適切な情報を提供します。

(5) 専門技術者の紹介

安心して住宅・建築物の耐震化に取り組むためには、身近で信頼できる設計者や施工者の役割が重要です。

東京都は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターを指定登録機関として、平成18(2006)年度から東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度を実施しています。本制度では、建築士を対象として講習会を行い、終了考査に合格したものが所属する建築士事務所の登録・公表を行っています。

本市は、この修了者の名簿閲覧を行い、市のホームページにて、耐震診断・耐震改修に関連する講習を受講した技術者名簿を公表しています。引き続き、名簿を公表し、市民が安心して耐震診断や耐震改修を行うことができる環境整備に努めます。

3 地震時の総合的な安全対策の推進

地震被害から生命と財産を守るためには、建築物の耐震化だけでなく、家具の固定や落下物防止対策、屋外広告物の倒壊防止等の総合的な安全対策が必要です。

本市は、地震時の総合的な安全対策を推進します。

(1) 家具転倒防止対策

本市および関係機関は、公共施設の書庫やOA機器等の転倒・落下・移動を防止する措置を行うとともに、家具類の転倒による市民の被害を防ぐため、家具転倒防止対策の啓発に努めます。

また、本市が実施している、家具転倒防止器具等支給取付事業についても、広報やホームページによる周知およびパンフレットの配布等により一層の普及に努めます。

(2) 落下物防止対策

ア 窓ガラスの落下防止対策

平成17(2005)年3月に発生した福岡県西方沖地震において市街地にあるビルのガラスが割れ、道路に大量に落下する事態が発生し、地震発生時の窓ガラスの落下、飛散による人身事故の危険性が改めて問題となりました。

窓ガラス等の落下防止については、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第39条、3階建て以上の建築物の外壁等の落下防止の技術基準(昭和53年国土交通省告示第162号)、高さ31mを超える建築物の屋外に面する帳壁についての技術基準(昭和46年国土交通省告示第109号)、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)および東京都震災予防条例により、所有者に対する建築物の外壁や広告物等の落下防止に関する規定が定められています。

本市は関係機関と協力し、建築物の所有者・管理者等に対して、目視での確認や建築士等の専門家を活用した定期点検の実施、必要に応じた補修・補強等の建築物の外壁や広告物等の落下防止のための施策を講ずるよう対応していきます。

また、強化ガラスの設置が義務付けられていない旧耐震基準の建築物を中心に関係団体等と連携し、中高層建築物へのガラス飛散防止対策についても同様に対応するものとします。

イ 外壁タイル等の落下防止対策

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災において、外壁タイル等の落下が数多く発生しています。

また、平成26(2014)年3月に横浜の繁華街においても、外壁タイル

の落下により負傷者を出す事故が発生しました。

本市は、東京都と協力して外壁タイル等の落下により危害を与えるおそれのある危険性を有する建築物の所有者に対する指導等により、適切に対応していきます。

ウ 屋外広告物に対する点検

平成17(2005)年7月に発生した千葉県北西部地震では、震度5強の揺れで屋外広告物が落下するという被害が発生しました。また、平成27(2015)年2月、札幌市においてビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し、歩行中の女性の頭部に当たり重体となる事故が発生しました。

広告物および看板等の屋外広告物については、落下・倒壊等を防止するため、東京都屋外広告物条例および道路法（昭和27年法律第180号）にもとづき、設置者に対し、設置時の許可申請において、自己点検報告書等の提出を受け、確認を行います。

エ 学校施設の屋内運動場非構造部材落下防止対策

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では、学校の屋内運動場等の天井材落下など、非構造部材の被害が多数発生しました。これらの被害は、致命的な事故に繋がる可能性も高く、優先的に対策を実施する必要があります。

本市では、文部科学省で策定された「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」を活用し、学校施設等における天井等の点検・対策を行い、すべての学校施設の天井材の落下防止対策を完了しました。

今後は、屋内運動場等における非構造部材（照明器具、ガラス窓等）

について、対策の完了を目指し、引き続き安全性の確保に向けた点検・対策を継続的に実施し、児童・生徒が安心して利用できる施設環境の維持に努めます。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

平成30(2018)年6月に発生した大阪北部地震では、ブロック塀が倒壊し、尊い命が失われる痛ましい事故が発生しています。都被害想定によると、市内におけるブロック塀等の倒壊によって、負傷者等の人的被害の発生が想定されており、人的被害の防止と避難路や消防車等の緊急車両の通行の確保が急務となっています。

国土交通省では、ブロック塀の安全点検チェックポイントを作成・公表しています。

本市は、これを活用し、塀の設置者へ安全点検の実施について普及・啓発を行います。

また、道路に面したブロック塀の撤去にかかる費用の一部補助を実施しており、その周知・活用を引き続き図ることで安全対策を促進します。

なお、本市における特定緊急輸送道路を除く避難路の詳細については、別途、他の計画等で定めるものとします。

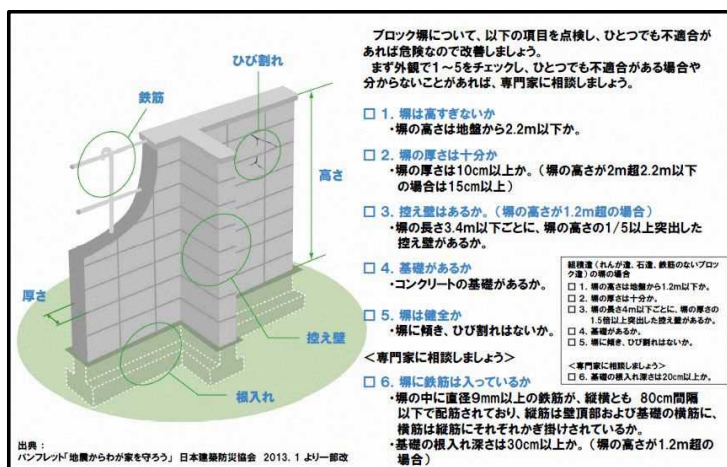


図4-1 ブロック塀の安全点検チェックポイント

(出典) 国土交通省ホームページ(ブロック塀等の安全点検等について)

■ブロック塀等撤去費補助制度

制 度 の 要	要
概 要	ブロック塀等を撤去する場合に費用の一部を補助
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の道路に面し、地盤面からブロック塀等の頂部までの高さが1mを超え、かつ、当該ブロック塀等の構造部の高さが60センチメートルを超えるもの ○ブロック塀等の所有者または管理者 ○市税等に滞納がない者
補 助 額	○限度額18万円(撤去工事費の9/10またはブロック塀等の長さ8,000円/mのいずれか少ない額)

(4) エレベーターに対する安全対策

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では、約200件のエレベーター閉じ込め事故が発生しました。都内でも少なくとも84件の閉じ込めが発生し、救出まで最大9時間以上を要するなど、エレベーター利用者に不安や混乱を生じさせることになりました。

さらに、都被害想定では、立川断層帯地震が発生した場合、本市で閉じ込めにつながりうるエレベーター停止台数は33台(冬18時 風速8m/s)を想定しています。

このような観点から、本市は既設エレベーターに対する安全対策にかかる情報提供や、必要に応じて、閉じ込め防止装置の積極的な設置や復旧体制の整備について、東京都と協力し関係団体等に働きかけていきます。

(5) がけ崩れ等における建築物の被害の軽減対策

東京都では、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、市区町村長の意見を聴いた上で、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域等を指定しています。

(東京都建設局ホームページにて閲覧可能)

本市は、今後も東京都や関係機関が行っている土砂災害防止法等にもとづく規制・勧告、支援策などの周知を図ります。

第5章 耐震化を促進するための指導や助言への協力

本市は、建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁が実施する建築物の所有者に対する指導および助言、公表等について積極的に協力していきます。

1 耐震改修促進法による指導等の実施

耐震改修促進法第14条において、「特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない」と定められています(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)。

また、所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震改修促進法の規定にもとづき、表5-1に示す指導等を実施することとされています。

表5-1 耐震改修促進法による特定既存耐震不適格建築物に係る指導等

区分	内容	指導等の方法
指導・助言 (耐震改修促進法第15条第1項、第16条第2項、耐震診断が義務付けられる建築物については第12条第1項、附則第3条第3項)	所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断および耐震改修の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断および耐震改修について必要な指導および助言をすることができる。	○指導・助言 文書の送付等
指示 (耐震改修法第15条第2項、耐震診断が義務付けられる建築物については第12条第2項、附則第3条第3項)	所管行政庁は、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものについて、相当の猶予期限を越えても、正当な理由がなく、必要な耐震診断または耐震改修が行われないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。	○実施すべき 具体的な事項を明示した指示書の交付
公表 (耐震改修促進法第15条第3項、耐震診断が義務付けられる建築物については第12条第3項、附則第3条第3項)	所管行政庁は、指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、相当の猶予期限を越えても、正当な理由がなく、指示に従わない場合は建物名称と建物所有者の名称を公表することができる。	○耐震ポータルサイトで の公表等

耐震改修促進法第7条において、「要安全確認計画記載建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告しなければならない」と定められています（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）。併せて、同法第11条において、「耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該建築物について、耐震改修を行うよう努めなければならない」と定められています（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）。

さらに、所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者に対して、耐震改修促進法の規定にもとづき、表5-2に示す指導等を実施することとされています。

表5-2 耐震改修促進法による要安全確認計画記載建築物に係る指導等

区分	内容	指導等の方法
公表 (耐震改修促進法第9条)	所管行政庁は、建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。第8条第3項の規定により耐震診断を行い、または行わせたときも、同様とする。	○耐震ポータルサイトでの公表等
報告命令 (耐震改修促進法第8条第1項、第2項)	所管行政庁は、建築物の所有者が耐震診断結果の報告をせず、または虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、またはその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。	○耐震診断等実施の啓發文書の送付等 ○耐震ポータルサイトでの公表等
指導・助言・指示等 (耐震改修促進法第12条)	所管行政庁は、建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、建築物の耐震改修について必要な指導および助言をすることができる。 所管行政庁は、建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。	○実施すべき具体的な事項を明示した指示書の交付
報告・検査等 (耐震改修促進法第13条)	所管行政庁は、法の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、所有者に対し、建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、またはその職員に、建築物、建築物の敷地若しくは建築物の工事現場に立ち入り、検査させることができる。	○要安全確認計画記載建築物の建築物、敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件の立入検査

2 建築基準法による勧告または命令等の実施

耐震改修促進法にもとづく指示等を行ったにもかかわらず、必要な対策をとらなかった場合で、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく危険性が高いとされた建築物については、所管行政庁が表5-3に示した建築基準法第10条の規定にもとづく勧告・命令を実施するとされています。

表5-3 建築基準法による勧告または命令

公表を行ったにもかかわらず建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合		
勧告	命令	命令
建築基準法第10条第1項	建築基準法第10条第2項	建築基準法第10条第3項
<p>特定行政庁は、(中略)損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、または著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物またはその敷地の所有者、管理者または占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上または衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</p>	<p>特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>	<p>前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造または建築設備が著しく保安上危険であり、または著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物またはその敷地の所有者、管理者または占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上または衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>

3 所管行政庁をはじめとする関係機関・関係団体との連携

本市は、関係機関・関係団体と連携し、所管行政庁が実施する、耐震改修促進法にもとづく指導・助言、指示、公表および建築基準法にもとづく勧告、命令等について、積極的に協力していきます。